

技術資料等作成要領

本入札の総合評価に関する技術資料等は、本要領に基づき作成し提出すること。
提出にあたっては、指定様式を使用し、電子データで提出すること。（PDF 等へ変換しないこと。）
なお、本要領中の各評価の対象とする具体的な期間については、入札公告の別表（別紙）を参照すること。

1 第1号様式（上段）「企業の技術力・地域性申請資料」

（1）災害時における活動実績等

災害時における活動実績及び防災協定は、過去3ヶ年度及び当年度の技術資料等の提出期限日までの設定地域（長岡地域振興局農林振興部（森林・林業部門）管内）のものとする。（1社が単独で締結しているものを含む）（過去の共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限り当該企業の実績として取り扱う）

なお、防災協定については、新潟県と締結している防災協定は県内すべての地域で有効とする。

活動実績の範囲は以下のとおりとする。ただし、通常の維持管理の範ちゅうであると認められるものは含まない。

a 評価の対象とするもの

- ・緊急性を要し指示書等で対応した活動

暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象に因り生ずる災害時（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による災害の成立は問わない。）の公共土木施設の応急工事、点検、パトロールなど、緊急的に対応したもの

b 評価の対象外となるもの

- ・自主的な災害貢献活動
- ・災害採択後の災害復旧工事（応急工事を除く）

共同企業体にあつては、その共同企業体又は出資比率が20%以上の構成員のいずれかの実績を対象とする。入札後に落札候補者は、実績を証明する工事等に係る契約書の写しを提出すること。

（2）森林整備活動等の実績

対象となる期間は過去3ヶ年度及び当年度の技術資料等の提出期限日までのものとする。（過去の共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限り当該企業の実績として取り扱う）活動等の実績は次の条件を満たすものとする。

a 活動等が当該場所等を所管する地域振興局管内で行われたもの。ただし、CSR活動は地域外（県内）を含む。

b 会社として取組んだ活動等を対象とし、個人の資格でイベント等に参加したものは含めない。

c CSR活動とは、二酸化炭素吸収源対策等のために行う間伐等の森林整備に対する企業貢献をいう。

d 県産材製品の建設資材、工作物への利活用実績とは、設計にない任意で施工した建設資材の活用や工作物（階段工、看板等）への利活用をいう。（設計の延長線上で施工した任意のものは含まない）

共同企業体にあつては、その共同企業体又は出資比率が20%以上の構成員のいずれかの実績を対象とする。入札後に落札候補者は、実績を証明する工事等に係る契約書の写しを提出すること。

（3）実働拠点

主たる営業所・従たる営業所については、建設業法第3条第1項に規定する営業所であり、かつ令和6・7年度の入札参加資格者名簿に登録されているものをいう。

共同企業体にあつては、代表構成員の営業所を評価の対象とする。

管内等は長岡地域振興局農林振興部（森林・林業部門）管内とし、隣接の地域は新潟地域振興局農林振興部（森林・林業部門）管内とする。

過去10年間継続した営業活動のある従たる営業所（本店以外の営業所）であつて、管内等の地域における過去5ヶ年度の対象項目の実績年度数の合計が下記を満たす場合は、主たる営業所（本店）と同等に取り扱うものとする。

管内等の地域における対象項目の実績年度数の合計 / (対象項目数 × 5ヶ年度) ≥ 75%

対象項目：「災害時における活動実績」、「防災協定」、「森林整備活動等の実績」。なお、実績は技術資料等の提出期限の前年度末日までに完了したものとする。

入札後に落札候補者は、証明する資料の写しを提出すること。

（4）地域調達

本工事における建設工事の請負契約500万円以上の一次・二次下請負企業のすべてを対象とする。（入札参加企業（元請企業）が地域内企業（又は県内企業）で下請け企業のない場合も含む）

地域内企業とは、長岡地域振興局農林振興部（森林・林業部門）管内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する県内企業とする。県内企業とは、県内に主たる営業所（本店）を有する企業とする。

a 地域内企業設定工種：「防潮工（Y2 レベル）」（鋼矢板材料（全損価格）及び輸送エキストラを除く）

- (5) 工事成績（企業の技術力）※提出を求めない
工事成績については資料の提出を求めないが、新潟県発注工事における過去5ヶ年の発注工種（業種）の工事成績評定点の平均点により評価を行う。また、過去3ヶ月の発注工種（業種）の工事成績評定点の最低点による評価も行う。
共同企業体の工事成績評定については、全構成員の工事成績評定点の平均点・最低点により評価を行う。
- 2 第1号様式（下段）「配置予定技術者の能力等申請資料」
総合評価落札方式で評価対象とする配置予定技術者は、主任技術者、監理技術者とする。
配置予定技術者を複数とした場合、配置予定技術者の能力に係る評点は、これに係る評点の合計が最も低い評価を受けた者とする。
なお、共同企業体にあつては、代表構成員の配置予定技術者を評価の対象とする。
- (1) 技術者の能力
配置予定技術者の保有する資格とする。
入札後に落札候補者は、資格を証明する資料の写しを提出すること。
- (2) 優秀技術者表彰等
過去3ヶ年度に新潟県優秀技術者表彰（知事表彰）の受賞又は優秀技術者証（地域機関交付）の交付とする。
入札後に落札候補者は、受賞等を証明する資料の写しを提出すること。
- (3) 継続教育（CPD）の取組状況
「建設系CPD協議会」加盟団体が運営する制度における前年度の取得単位とする。
入札後に落札候補者は、各団体が発行する学習履歴証明書の写しを提出すること。
- (4) 工事成績（配置予定技術者）
工事成績については、新潟県発注工事における過去5年間の主任（監理）技術者（「監理技術者制度運用マニュアル」における専任特例1号及び2号の技術者を含む。）、現場代理人として完成した直近2件の工事成績評定点（全業種）を記載すること。（過去の共同企業体の構成員としての実績は、代表構成員で従事したものに限り、当該技術者の実績として取り扱う）
入札後に落札候補者は、工事成績評定点を確認できる資料（検査調書兼検査合格通知書等）の写しを提出すること。
なお、対象工事はCORINSに登録されたものの内、受注時または変更時の工事請負代金が500万円以上の工事を対象とする。
- (5) 評価対象期間の加算
上記（2）から（4）について、対象となる期間内に、育児休業、産前産後休業又は介護休業を取得していた場合、若しくは災害に係る復旧事業等に従事するため企業に在籍したまま新潟県の任期付き職員として併任されていた場合は、その期間に相当する日数を、対象となる期間の前に加えることができる。